（別紙）　目　録
約束手形　６通
⑴手形番号　ＤＥ269608
金額　189,000円
支払期日　平成25年２月25日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行千林支店
振出日　平成24年10月22日
振出地　大阪府守口市
振出人　丸富化学工業社　代表　金沢　龍太
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　H160206
金額　500,000円
支払期日　平成25年４月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社近畿大阪銀行大正通支店
振出日　平成24年12月28日
振出地　大阪市大正区
振出人　ヨシミ化成工業株式会社　代表取締役　前島　慶三
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑶手形番号　ＤＥ269614
金額　262,500円
支払期日　平成25年４月25日
振出日　平成24年12月20日
⑶の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴の手形の記載に同じ
⑷手形番号　H160207
金額　500,000円
⑸手形番号　H160208
金額　500,000円
⑹手形番号　H160209
金額　652,500円
⑷～⑹の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑵の手形の記載に同じ
為替手形　１通
手形番号　Ｓ717197
金額　4,129,983円
支払人　株式会社湯山製作所
支払期日　平成25年３月23日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成24年11月12日
振出地　大阪市東成区
振出人　旭電機化成株式会社　代表取締役　原　直宏
引受人　株式会社湯山製作所　代表取締役　湯山　裕之
受取人　旭電機化成株式会社
裏書人　旭電機化成株式会社　代表取締役　原　直宏
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１２６号
和歌山市北野201番地
債務者　有限会社魚井商店
代表者代表取締役　魚井　弘已
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　直哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時40分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
愛媛県宇和島市川内甲2547番地１
債務者　株式会社さがの
代表者代表取締役　井上　晟市
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　博明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第４７５号
堺市南区野々井260番地１
債務者　株式会社八田エンジニアリング
代表者代表取締役　八田　　浩
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
福岡県久留米市南２丁目21番72号
債務者　有限会社ウィングコーポレーション
代表者代表取締役　中村　麻美
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下山津雅子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後１時10分
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２９８号
北九州市門司区奥田４丁目２番38号
債務者　有限会社山田電気工務店
代表者取締役　毛利　　修
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿野　寛之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５８号
神戸市中央区小野柄通５丁目１番27号
債務者　株式会社アールミナールホールデイングス
代表者代表取締役　藤本　彰一
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
愛媛県松山市北土居５丁目８番32号
債務者　株式会社エヌプラス四国
代表者代表取締役　山村　　務
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時20分
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
釧路市入舟６丁目２番８号
債務者　伊藤漁業株式会社
代表者代表取締役　伊藤　公博
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８８６号
愛知県海部郡大治町大字花常字出口111番地
債務者　有限会社フォルテック
代表者代表取締役　木下　和宏
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　勇人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４５２号
堺市北区金岡町1490番地７
債務者　辻村　美代
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２５３号
神奈川県小田原市板橋77番地
債務者　所澤　正和
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　琢磨
４　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部